

# 智頭町農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年1月10日

智頭町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本町の農業は、水稻、畜産、園芸作物が主要作物であり、今後もこれらが中心となると思われる。

本町の農地は狭小、不整形のものが多く、高齢化の進行により遊休農地の増加が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、水稻経営等の担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

以上の様な観点から、地域の強みを生かしながら、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、智頭町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選時期に合わせ、3年ごとに検証・見直し、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）「智頭町農業経営基盤強化促進に関する基本構想」等、町の主要な農業指針との整合を図りながら改定を行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積とする。

目標とする遊休農地面積は、利用状況調査により把握した農地法第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積とする。

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成29年7月)	548 ha	4 ha	0.73 %
3年後の目標 (平成32年7月)	548 ha	4 ha	0.73 %

## (2) 遊休農地発生防止・解消の具体的な推進方法

### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員は管内を6地区に分けて、利用状況調査と農地法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用状況調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適時実施する。

利用状況調査終了後、遊休農地所有者に利用意向調査を実施し、その調査結果を踏まえて、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用意向調査は郵送により行うが、提出期限を過ぎても回答のない者に対しては、推進委員と農業委員が連携して、戸別訪問により回答を求める。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

### ② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査を実施する際に、農地中間管理事業の活用に関する資料を同封し、農地中間管理事業の活用について促進を図る。また、利用意向調査の結果を受け、農家の意向を農地中間管理機構へ報告し、農地の利用集積・集約化に繋げる。

### ③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用が困難な農地)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2 担い手への農地利用集積について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とする。

担い手への農地利用集積面積は、「担い手及びその農地利用の実態に関する調査の実施について」(平成26年9月24日付け26経営第1650号農林水産省経営局長通知)に基づく調査結果とする。

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成29年7月)	545 ha	34 ha	6.2 %
3年後の目標 (平成32年7月)	545 ha	55 ha	10.1 %

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会は、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに積極的に関与する。

#### ② 農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等について、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

また、農地中間管理機構に対し、必要な農地情報を提供する。

#### ③ 農地の利用調整と利用権設定等について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手へ農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、集落営農の組織化、法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

#### ④ 情報の収集

担い手に定期的に訪問するなどして、意思疎通を図り、規模拡大の意向を把握すると

共に規模拡大に必要な農地をあっせんできるように、農地所有者の意向を適宜把握する。

⑤ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定できる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

新規参入の促進は、毎年1経営体（個人・法人）の参入を目標とし、新規参入者取得面積は1経営体当たり0.3haを目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

町、県、県立農業大学校、農地中間管理機構、農協等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある農業者及び新規参入希望者を把握し、必要に応じて様々な相談に応じると共に、農地のあっせんに努めるなど積極的に支援する。

② 新規就農の促進に関する情報提供について

町、県、農地中間管理機構、農協等と連携し、新規参入促進のための情報提供を町報等を活用して周知する。

③ 企業参入の推進と集落営農の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構を活用して、積極的に企業の参入の推進を図るとともに、地域に根ざした集落営農組織化・法人化を推進する。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受け入れ条件の整備を図り後見人的な役割を担うと共に、継続的な支援に努め、将来の担い手として育てる。

農業委員及び推進委員は、地域の新規参入あるいは参入して数年の農業者や法人を適宜訪問し、農地に関する要望等の情報収集とその情報に基づいたサポートを行う。